

大和市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第27号

大和市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防本部の組織等に関する規則（昭和41年大和市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条警防課中第21号を第22号とし、第12号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

（12）消防団車両の維持管理に関すること。

第4条警防課に次の1号を加える。

（23）消防団協力団体に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。